

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(令和6年度)

住 所 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

事業者名 仙台市交通局  
代表者名 交通事業管理者 吉野 博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・現在保有している車両を順次、公共交通移動等円滑化基準に適合させるため、令和6年度は車両の更新と併せて15両のノンステップバスを導入する。	ノンステップバス15両を導入した。

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー設備を用いた役務の提供	・乗降用スロープ板設置および介助 ・筆談用具の設置 ・ワンステップ／ツーステップ車両の車外放送での周知	・計画のとおり役務の提供を行った。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いす利用者へバスの乗車方法の掲載	・車いす利用者へ、ノンステップバス等でのスロープ板利用及びリフト付きバスの乗降方法を交通局ウェブサイトに掲載する。	交通局ウェブサイトの「市バスの乗り方・使い方」の「車椅子でのご利用について」で掲載している。 バス車内へポスターを掲出している。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー情報の提供	・交通局ウェブサイトにおいて障害者や高齢者等を含めた誰もが利用しやすいように配慮した形式でバリアフリー情報（ノンステップバスの導入状況等）を掲載し、随時更新を行う。	交通局ウェブサイトにバリアフリー情報を掲載している。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員への研修の実施	・高齢者、障害者など移動制約者に対する声掛けや乗車の際の対応方法について、乗務員への研修会を開催する。	乗務員を対象とする研修において、障害者・高齢者など配慮が必要なお客様への対応方法について外部講師による研修を開催した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マナー啓発活動	・マナー啓発活動として、キャンペーンを計画的に実施するとともに、マナー啓発ポスター・ステッカーを継続して掲出する。	周知ポスター・ステッカーを掲出した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

・乗車人数、夜間の運行便数を勘案して電照式バス停留所標識を5箇所、乗車人数、歩道の幅員等を勘案して上屋を13箇所（うちベンチ付11箇所）設置した。 ・小学生等を対象とした交通バリアフリー教室を実施した。 ①令和6年6月20日 東宮城野小学校：4年生 29名 ②令和6年10月25日 旭丘小学校：5年生 60名 ・春と秋に、高校生の車内における乗車マナーの意識の醸成を図るため、みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン運動を実施した。 ・高齢者と身体の不自由な方との意見交換会を開催した。当事者から直接意見を聴取し、情報を共有するとともに、今後の取り組みに活かしていく。
--

(3) 報告書の公表方法

交通局ウェブサイトに掲載
--------------

(4) その他

仙台市バリアフリー基本構想に基づき、第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定・実施している。
--

## II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

総車両数	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数			
		ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		基準適用除外認定車両数	その他の車両数		
				計	スロープ板を備えたもの		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	466	459	439	20	0	0	7	0	0
年度内に供用を開始した車両数	15	15	15	0	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	19	15	11	4	0	0	4	0	0
年度末車両数	462	459	443	16	0	0	3	0	0

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	<input checked="" type="radio"/>
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

### (第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。